

令和 8 年 8 月

お 客 さ ま 各 位

天草信用金庫

当金庫以外の金融機関が支払場所となっている 手形・小切手の取扱いについて

平素より当金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、現在全国の金融機関では、2027（令和 9）年 3 月末までの手形・小切手の利用廃止に向け取り組んでおります。

そうした中、一部の金融機関におきましては、手形・小切手の最終振出期限を設定し、当該期限以降に振り出された手形・小切手の資金決済を行わないこととしております。

このため、手形・小切手の最終振出期限を設定している金融機関が支払場所となっている手形・小切手で、振出日が最終振出期限以降となっているものを当金庫に持ち込まれた場合、受付できませんのでご注意ください。

なお、当金庫が支払場所となっている手形・小切手につきましては、支払期日が令和 9 年 3 月 31 日（水）までのものは、これまでどおり受付できます。

おって、ご不明な点等ございましたら、お取引の店舗にご照会下さい。

以 上